

令和4年度 大桑小学校

第1回学校運営協議会（学校応援団本部会議）

令和4年4月20日

会場：校長室・体育館

進行・記録：教頭

- 1 委嘱式 9：20～
 - ・委嘱状授与

- 2 1年生を迎える会参観 9：30～

- 3 挨拶 10：30～
 - ・学校運営協議会 会長
 - ・大桑小学校 校長

- 4 昨年度の学校応援団活動について 10：40～
 - ・昨年度の活動実績について (教頭)

- 5 本年度の教育活動 10：45～
 - ・学校の経営方針について (校長)
 - ・年間の主な教育活動（行事）について (教頭)

- 6 学校応援団本部の活動 10：50～
 - ・全体構想について (校長)
 - ・各部会の活動について (校長)
 - ・会則について (校長)

- 7 ご意見等

次回会議予定	第2回	9月	日 ()
	第3回	2月	日 ()

令和4年度 大桑小学校 学校応援団本部会議・学校関係者評価委員会 委員

No.	委員区分	経験	主 な 公 職 等	氏 名	本会役職・担当
1	地域住民代表	新規	大桑自治会連合会長	武山 雅則	会長 イベント部会員
2	地域住民代表	新規	大桑青少年育成市民会議会長	大野 博和	安全・安心部会長
3	地域住民代表	継続	大桑公民館長	松影 康司	イベント部会長
4	地域住民代表	継続	社会教育委員	西村 覺良	子育て・学び部会長
5	地域住民代表	継続	民生委員・児童委員	大野 澄子	安全・安心部会員
6	児童関係機関	継続	若松学園 理事長	武藤 嘉邦	イベント部会員
7	児童関係機関	継続	若松学園 園長	柏木 満美子	子育て・学び部会員
8	学識経験者	継続	学識経験者	土田 千隆	子育て・学び部会員
9	保護者代表	新規	P T A会長	宇野 達彦	イベント部会員
10	学校代表	継続	大桑小学校 校長	花村 伸二	副会長 安全・安心部会員
11	学校代表	継続	大桑小学校 教頭	鷺見 博史	庶務 イベント部会員
12	中学校代表	新規	高富中学校 校長	日置 智夫	評価委員

令和4年度 大桑小学校 職員一覧

No.	職名	氏名	主な分掌	本校勤務
1	校長	花村 伸二	総括	2年目
2	教頭	鷺見 博史	総括補佐、P T A、ICT 推進	3年目
3	教諭	村瀬 薫	教務主任、1年担任、研究推進	2年目
4	教諭	平田 敬	2年担任、生徒指導、体育主任、道徳教育推進、	3年目
5	教諭	白井 結菜	5・6年担任、特活主任、児童会、情報	1年目
6	講師	安掛 彩	3・4年担任、クラブ、なかよし班活動、総合的な学習	3年目
7	講師	不破あずさ	どんぐり担任、校務主任、人権、図書館	2年目
8	養護教諭	関谷 文香	養護教諭、保健主事、特別支援コーディネーター、教育相談	1年目
9	事務主任	服部 こすも	事務全般、教務補助、校務補助	1年目
10	教科担任	佐藤八恵子	3・5・6年教科指導	7年目
11	教科担任	武山 修	4～6年教科指導	3年目
12	適応支援員、 教科担任	大石 友紀	適応指導、3～6年教科指導	10年目
13	教科担任	鷺見 聡	3～6年教科指導	2年目
14	特別サポーター	福島 由佳	3・4年複式解消	2年目
15	こども支援員	若森 恵里奈	学習支援	1年目
16	調理員	村瀬ひろみ	給食調理	3年目
17	調理員	杉山 一子	給食調理	6年目

18	栄養職員	石神 えみ	献立作成、食育指導	5年目
19	読書指導員	上野 沙織	読書指導	1年目
20	校務員	村瀬 敏雄	環境整備	4年目
21	A L T	Reardon John Joseph	A L T	1年目

令和4年度 大桑小学校 児童数・PTA数・自治会戸数 令和4年4月1日

◇学年

学年	どんぐり	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
男子	1	3	8	3	4	3	1	23
女子	3	2	1	3	3	5	3	20
計	4	5	9	6	7	8	4	43
長子	4	3	2	4	6	8	4	31

◇地区

地区	雉洞	斧田	市場	栢野	市洞	学園	計
どんぐり						4	4
1年			1	1	1	2	5
2年		4		2	3		9
3年		3	2			1	6
4年		3				4	7
5年		3	1	1	2	1	8
6年	2	1				1	4
計	2	15	4	3	6	13	43
長子	2	10	2	2	4	11	31

◇自治会

自治会・学園	雉洞	斧田	市場	栢野	市洞	学園	計
戸数	56	101	85	26	58	1	327
自治会長・学園長	武藤一好	玉井俊行	武山雅則	横山正彦	藤垣久嗣	柏木満美子	

学校コラボレーター活動報告

NO	活動内容	活動日	活動時間	コラボ人数	参加児童生徒数
1	開校記念行事城山登山	4月25日	9:00~12:30	2	42
2	校庭草刈り	5月9日	8:00~9:00	20	15
3	運動会準備	5月12日	8:00~9:00	10	0
4	野菜苗植え	5月13日	8:45~9:30	1	17
5	チューリップの球根掘り	5月18日	10:00~11:00	3	17
6	サツマイモ苗植え	5月20日	8:45~9:30	1	17
7	ハーブの苗植え	5月24日	9:30~10:30	2	17
8	田植え	5月24日	9:30~11:00	4	14
9	カワニナのえさやり	5月25日	10:00~11:00	3	17
10	ヒマワリ・コスモスの種まき	6月9日	10:00~11:00	3	17
11	生活科地域探検(十五社神社)	6月23日	10:00~11:00	2	6
12	大豆の種まき	7月9日	13:30~14:15	4	14
13	四国山ハーブ園訪問	7月15日	9:30~12:00	1	6
14	栗選果場見学	10月4日	10:45~11:30	2	12
15	防災授業	10月6日	13:30~14:15	2	19
16	稲刈り	10月7日	10:30~12:00	4	13
17	土器調べ	10月12日	14:30~15:20	1	12
18	命を守る訓練	10月14日	10:30~11:30	5	42
19	芋掘り	10月15日	13:30~14:30	1	17
20	チューリップの球根植え	10月19日	10:30~12:00	4	17
21	化石講座	10月20日	9:35~10:45	1	42
22	かしの木のぼり	10月22日	8:30~12:00	3	41
23	音楽鑑賞	10月27日	11:00~12:00	5	42
24	劇指導	11月10日	13:00~13:30	1	7
25	劇指導	11月11日	9:35~10:20	1	7
26	四国山香り会館仕事調べ	11月12日	10:00~12:00	1	7
27	ドローン体験	11月18日	14:20~15:20	2	25
28	味噌出し	11月19日	13:30~14:30	5	13
29	さつまいも売上寄付	11月25日	10:45~11:00	1	17
30	PTA環境整備作業	11月28日	8:00~8:30	24	39
31	大桑地区防災訓練	11月28日	8:45~11:30	50	39
32	十五社神社見学	12月2日	9:00~10:20	1	12
33	親子プログラミング教室	12月9日	13:15~14:30	1	13
34	校舎窓ふき	12月9日~13日	10:00~15:00	3	0
35	大桑地区史跡見学	12月9日	8:45~10:45	1	12
36	大桑城跡発掘調査成果講義	12月16日	8:45~10:45	1	12
37	親子プログラミング教室	12月16日	13:15~14:30	1	13
38	親子プログラミング教室	1月13日	13:15~14:30	1	13
39	防災授業	1月18日	13:30~14:15	2	10
40	野生動物出前講座	2月1日	10:45~11:30	1	7
41	平和学習展見学	2月18日	10:30~11:30	1	7
42	薬物乱用防止教室	2月24日	13:30~14:15	1	6
43	利平栗植樹	3月3日	11:00~12:00	3	7
44	己書講座	3月9日	10:45~12:20	3	7
45	ユニセフ授業	3月10日	10:45~12:20	3	7
46	昔の道具展見学	3月10日	10:00~11:00	1	5
47	SOSの出し方指導	3月17日・18日	8:25~8:40	1	41
48	味噌作り	3月18日	10:30~12:00	5	12

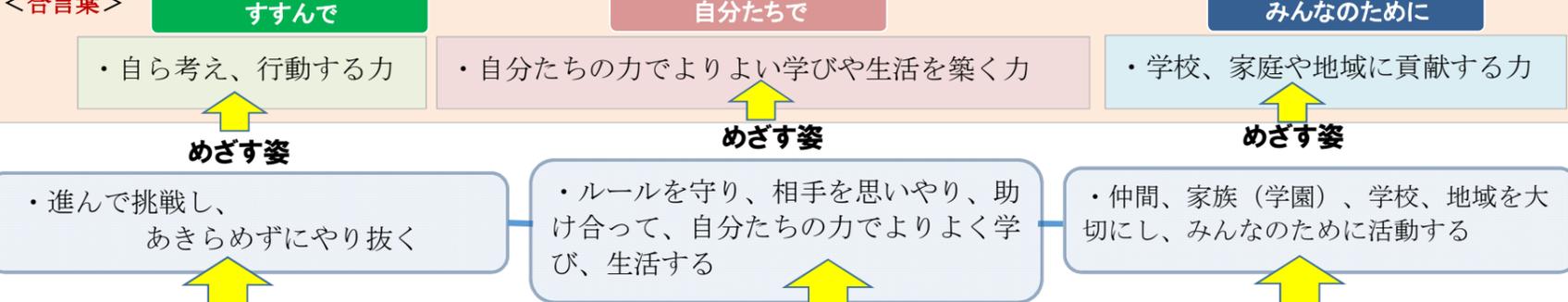
大桑小グランドデザイン2022

「大桑小ならではの」教育
 ○大桑城跡、越前堀、十五社神社などの歴史教育、ふるさと教育
 ○大桑公民館等との地域連携教育

市の基本理念「師を仰ぐ心」を養う
 「師」とは、親・先生・先輩・地域の人々
 「子」とは、人々の熱き思いに育まれていることに感謝し、教育は、それらの人々を尊ぶ心で養う。
 (学校教育の課題解決のアプローチ)
 ・いじめ、不登校等、長年学校が抱え続ける課題解決へのアプローチ
 ・10年先から今を見た教育の役割へのアプローチ

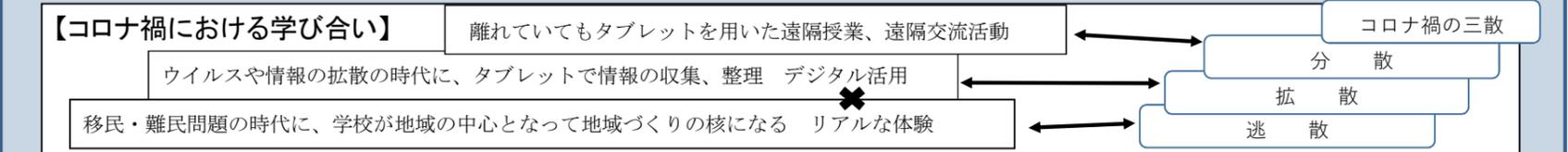
学校の教育目標
力いっぱいやりぬく 大桑の子

<学校の教育目標の具現に向けた経営方針>大桑で学び大桑で育ち大桑に貢献する人づくり <最上位目標> 自立・貢献
 ～「自ら考えて行動する力」と「話す・伝える・説明する力」を有する児童の育成～



<p><総合的な学習の時間></p> <ul style="list-style-type: none"> 「教師が与える課題」ではなく、「児童が自ら考える課題」の設定、探究、まとめ、発表 話す力、伝える力、説明する力の育成 プレゼン力 福井市立一乗小学校との交流 	<p>< 特別の教科 道徳 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「教師が教える」から「児童が気付く」道徳指導へ 道徳の時間と日常のつながり 道徳の時間と日常生活での実践をつなげる指導 児童が気付く指導 	<p>< 教科 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「教師が教える」から「児童が学ぶ」教科指導へ 読み、書き、計算の力の育成 意見話す場の意図的な設定 相手意識をもって伝える指導 順序立てて、説明する力の育成 学年を超えた学びの推進 	<p>< 特別活動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「教師の指示で」から「児童が考えて」動く特別活動へ 縦割り班で協働する児童会活動 生活をよりよくするための活動の工夫 三校交流活動、防災訓練へ
---	---	---	--

【ふるさと大桑での体験活動を通して豊かな感性の育成】 → リアル体験(成功体験だけでなく、失敗から学ぶ体験も)
 ○五感を働かせて体験し、物事を直感的、感覚的にとらえる体験により、豊かな感性を育成
 ○「なぜ、どうして」「どうしたらよいか」と自ら考え、自分で課題を設定し、各教科で身に付けた見方、考え方をういて解決を図る。



【教師がどうするかを与えるのではなく、どうしたいかを自ら考える児童へ】
 (児童間のトラブルは、仲間作りを学ぶチャンス) 児童の自己決定を促す3つの声かけ
 ステップ1「どうしたの?」 ステップ2「それであなたは、どうしたいの?」 ステップ3「先生にできることは何ですか?」

【基盤となる指導】日常生活の基礎・基本にかかわる指導 ～ 凡事徹底 ～
 安心感のある生活 : 「きまり・約束は守る」「いじめを許さない」 学校いじめ防止対策基本方針の対応
 美しい環境 : 「学校(教室)は、美しい環境を保つ」 掃除 後片付け 掲示物 美しい文字
 互いを尊重する関係 : 「全校の合い言葉 『すすんで』 『じぶんたちで』 『みんなのために』」

【事務部の主体的参画】
 <事務部経営方針>
 児童にとって安心安全な学校環境づくりに努める。

【教師の構え】 基礎基本の徹底
 国語、算数を中心に、読み、書き、計算の技能の習得に向けて、徹底的に指導する。

【児童の願いを実現する～教育から学習への転換～】 児童アンケート 学校が楽しい100%2021.12

児童の最上位目標
「みんなが楽しい学校にしたい」
 高学年児童との話し合い2022.1.31
 ティーチャーからファシリテーターへ

一緒に生活すると楽しい
 一緒に勉強すると楽しい
 一緒に遊ぶと楽しい

差別やいじめのない
 みんなが楽しめる学校

<p>【各教科】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎基本の徹底を図る。読み書き計算 書く時間、話す時間を授業に位置づける 書き方、話し方を指導し、児童が書きやすい、話しやすい指導をする。 デジタル教科書、タブレットのアプリ G I F U W e b ラーニング 	<p>【学級活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童主体の話し合い活動を位置づける。 提案→検討→採決→決定→実行→振り返りのサイクルを児童が中心となって進める。 常時活動から、創造的な活動へ転換する 楽しい活動を進めて楽しい学校づくりへつなげる 	<p>【委員会、係活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当番活動の徹底と創造的な活動の創出。 なかよし班単位での活動を児童主体で行う 様々な遊びを中心に、楽しい学校づくりへ 児童にできることは、児童にさせる。
<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童に、基礎基本が身に付いたか 「話す」「伝える」「説明する」力を付けた児童を育てたか 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い活動ができる児童を育てたか 児童自らが考え行動する力を育てたか 	<ul style="list-style-type: none"> 仕事を創り出す児童を育てたか 自治的な活動を作り出す児童を育てたか

【幼保小中連携】・中学校でも通用する指導であるか
 ・幼保の指導を引き継いだ指導であるか

コミュニティ・スクール
大桑小学校運営協議会
「共に育てる」

家庭・PTAとの連携
「家庭の成長」＝「子供の成長」

- PTAスローガン「明るく元気なPTA」
 ～まず「大人から」仲良く明るく元気になろう～
- 学校の指導指針(自分で決める)と子育て指針の共有
- 在宅型の家庭教育学級、オンライン活用型
- 学校評価を活用した経営改善
- 家庭学習の充実と連携

地域・関係諸機関との連携
「地域と元気を共有しよう」

- 地域協働行事の共同開催(防災訓練、地区懇など)
- 若松学園との日常的な連携 園長校長交流
- 地域人材や団体から学ぶ校外学習等
- リアル×デジタル 大桑・桜尾・梅原三校交流
- 防災士と連携した安全教育・防災教育
- 桜、ホテル観賞、夏祭りなど地域行事で学ぶ
- 企業、香り会館、十五社神社など地域施設で学ぶ

学校 家庭・地域
「育てる」⇔「見届ける」
赤十字防災教育推進校

《めざす学校像》

大桑で学び大桑で育ち、大桑に貢献する人づくりをする学校

《めざす子供の姿》・・・義務教育9年間で「社会に通用する力」を身に付ける。最上位目標～自立、貢献～

大桑で学んだことを生かし、自立し社会に貢献できる児童

《子どもに付けたい力》

- ・話す力、伝える力、説明する力
- ・自ら考えて行動する力
- ・仲間、家族、学校、地域を大切に思う心
- ・学校、家庭・学園や地域に貢献する力

《大桑小学校ならではの取組》

- 大桑城、十五社神社、四国山など自然と歴史のある地域
- 農業体験、豊かな体験活動を支える地域人材

重点	重点項目	取組指標	成果目標	5点満点 中間年末	
確かな学力づくり	<p>学ぶことを好きになる児童を育てる。 基礎基本の徹底を通じて学力を高める。</p> <p>◆話す力、伝える力、説明する力</p>	<p>【授業改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門教科を生かした教科担任制、複式解消教科担任 ・自分の力で課題解決させる支援と見届け ・個々の考えをじっくり語らせる時間の確保 ・繰り返し学習による基礎学力の定着（読み書き計算） ・学年合同教科の実施と縦割り班の活用 ・低学年の高学年授業参観（あこがれ） ・体験的な活動を取り入れた学習の充実 <p>【教師の構え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・願いをもって、学力を付ける。この実態に応じた支援 ・「見届け」＝「やりきらせる」 ・話す力を付けるため、発表（話）は最後まで聞く。 ・単位時間の授業の役割を明確に（3観点） ・基礎基本の徹底授業、児童の興味関心に応じた授業 ・指導から学習へ 教えるから学ぶへ ・児童が自ら考える課題を追究する授業 ～ダビンチルームの活用～ 	<p>《教科の魅力と学ぶ楽しさを味わわせることができたか》</p> <p>＜できる喜び＞</p> <p>児童が、「できた」「わかった」「伸びた」を実感し、喜びと感じられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校が楽しい (5) (児童・保護者評価4.5以上) ○授業は楽しい (6) (児童・保護者評価4以上) <p>◎自分にはよいところがある (児童評価4.5以上)</p> <p>＜自分から学ぼうとする力＞</p> <p>単なる「交流」ではなく、自ら課題解決を図る活動を仕組み、自分たちで学習を進める力を付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○友達の見聞にうなずいたり、反応したりして聞いていますか。(13) (児童評価4.5以上) ○授業の中で、自分の考えを頑張って発表している。(12) (児童・教師評価4以上) <p>＜学習習慣＞</p> <p>あいさつ・発表の仕方、机上の文具配置、教科書・ノートの使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童に学習規範が身に付いている。(教師評価4.5以上) 		
豊かな心づくり	<p>自分が思っていることを素直に言える児童を育てる。</p> <p>◆自ら考えて行動する力</p>	<p>【道徳教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうを素直に言える児童 ・朝ボランティア活動に喜んで取り組む児童 ・ほめほめカレンダーの取り組み（PTA） <p>【福祉教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でもできる福祉施設との交流 <p>【教師の構え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・考え、議論する道徳の授業づくり ・ありがとうやすごいねが素直に言える環境作り ・児童にも感謝の気持ちをもって接する。 ・心にゆとりをもって、児童の心に寄り添った指導 ・自ら考えて行動する環境作り 	<p>《豊かな心をもつ児童を育てられたか》</p> <p>＜道徳教育＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規律ある生活、いじめを許さない風土 (29) (保護者評価4.5以上) ○進んで役に立つことをしている。(8) (児童評価4.5以上) <p>＜認められる喜び(自己有用感)＞</p> <p>児童が、「やってよかった」「がんばってよかった」と感じること。</p> <p>「自分は仲間から必要とされている」または「みんなに感謝したい」と感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ありがとう」と言える姿 (9) (児童評価4.5以上) ○ボランティア等進んで行う (10) (児童評価4.5以上) <p>＜温かい仲間(安心感)＞</p> <p>児童が、「ここにいてよかった」「この仲間とずっといたい」と感じられること。</p> <p>◎学校は楽しいと思う (5) (児童・保護者評価4.8以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもは喜んで学校に通っている (26) (保護者評価4.5以上) ○学校のきまりを守ることができた (11) (児童評価4.5以上) 		
健やかな体づくり	<p>健康や安全について、自ら考え行動できる力をもった児童を育てる。</p> <p>◆自分の命は自分で守りきる力</p>	<p>【防災教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教える(学校)・見届ける(地域・家庭)の連携体制 ・実効性のある訓練の実施 大桑地区防災訓練 ・防災士による計画的・継続的な指導 ・PTA家庭教育学級や生活委員会との連携 地区懇談会 <p>【体力づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAと連携した体力づくりの推進 ・縦割り班によるチャレンジ等の取組 ・チャレンジスポーツinぎふへの参加 <p>【保健安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健安全に関する教室の実施(薬物乱用防止講座など) <p>【教師の構え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策方針に沿った対策 ・体力増進のための休み時間の過ごし方 ・交通、災害、生活安全につながる知識をもたせる。 ・歯科、内科、視力など健康管理と治療率の向上 ・子相、市教育センター、健康介護課などとの連携推進 	<p>《自分の命を自分で守ることができる児童を育てられたか》</p> <p>＜安全・防災＞</p> <p>子どもの危険回避能力、自己防衛能力の向上を図る取組を継続・発展させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ドライバーとアイコンタクト(あいさつ) (25) (児童評価5) ○災害時の校舎内や通学路の危険箇所がわかる。100% <p>◎安全への配慮、自分の命を自分で守る(43) (保護者評価4.5)</p> <p>＜運動習慣＞</p> <p>遊びを通じて、運動に親しみ、運動習慣を身に付けた児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ○進んで屋外で遊んでいる。(15) (児童評価4.5以上) ○走る、投げる、跳ぶ要素がある多様な遊びに親しむ。100% ○スポーツテストの記録を全種目でアップ <p>＜保健管理＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染防止対策に進んで取り組む。(46) (保護者評価100%) ○食物アレルギーの共通理解と対応をはじめ、AEDの使い方、救急搬送の対応等、全職員が組織的にできるようにする。100% 		
ふるさと教育	<p>自然と歴史を基にした地域連携を生かした教育をすることでふるさと大桑を愛する児童を育てる。</p> <p>◆夢や目標をもって生活する力</p>	<p>【地域連携・学校連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と共催する行事(運動会・城山登山・かしの木F等) ・「大桑城跡」「利平栗」「ホテル」を題材としたカリキュラムマネジメントの推進 ・5・6年総合(町おこし:大桑城調べ、発表、案内) ・3・4年総合(環境:ホテル、米作り、大豆・味噌作り) ・2年生活科(コスモス、ひまわり、菜の花など植える) ・地域の人材や団体の協力による校外学習等の充実 ・三代目かしの木に関わる活動 ・大桑・桜尾・梅原三校交流の充実(合同社会見学等) ・生き方教室 	<p>《ふるさと教育を通じて、地域貢献しようとする児童を育てられたか》</p> <p>大桑農事組合・大桑農地環境を守る会等との連携を教育課程に位置づけ、地域の人やものから学ぶ体験的な学習活動を位置づける。(環境教育(ホテル)カリキュラム作成・人材確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○進んで地域の行事や活動に参加している。(24) (児童評価4.5以上) ○地域連携行事、地域施設との交流等、地域と連携した活動(42) (保護者評価4.5以上) <p>大人から仕事や生き方の話を聞き将来の夢や希望を抱く機会を作る。</p> <p>◎将来の夢や目標をもっている児童 (4) (児童評価4.0以上)</p>		

令和4年度 山県市立大桑小学校 経営戦略

学校教育目標 「力いっぱいやりぬく大桑の子」

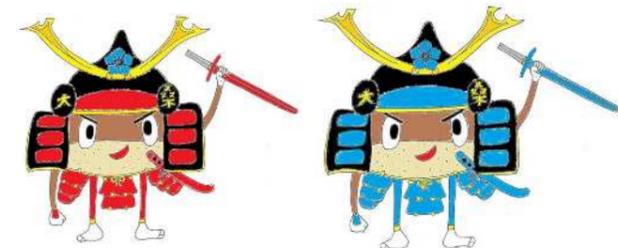
目的 地域課題の解決(人口減少、経済活性化、後継者不足)
 特徴 地域資源の利活用(自然、農業、大桑城、神社、香り会館)

経営理念 「志」と「使命感」(継続)

創立150周年

経営方針 大桑で学び大桑で育ち、大桑に貢献する人づくり(継続)
 最上位目標 【自立 貢献】(新規)

これまで(2022年)		150周年		移行戦略		これから(2032年)		160周年	
資源 ○ 中世の山城 大桑城跡 庭園 ○ 十五社神社、南泉寺 ○ 越前堀、四国堀 ○ 鳥羽川沿い桜並木 ○ 農地、山地、利平栗	知財 ○ 歴史ある風土に対する誇り ○ 地域の結束力、協調性 ○ 家庭教育の安定さ ○ 学校教育への協力性 ○ 洪水や土砂災害への備え	移行のための課題 ○ 大桑城カリキュラム ○ プロジェクト研究成果活用 ○ SDGs教育 ○ 魅力ある学校づくり ○ 魅力ある地域づくり ○ 山県ばすけっとから大桑へ	これからの外部環境 プラス ICT環境 大桑城価値 NPO連携 若松学園 十五社神社 企業連携	資源 ○ 大桑城 国指定文化財 ○ 山県市-福井市姉妹都市 ○ 大桑城下町復元 ○ 桜と紅葉の観光資源 ○ 四国山・香りの森公園	知財 ○ 国指定文化財活用教育 ○ 歴史と自然教育 ○ 地域活性化を担う学校 ○ プラットフォーム				
リアル×デジタル 大桑モデル 価値創造的な学び リアル× ○ 親子で古城山登山 ○ 大桑城でふるさと教育 ○ 地域との連携教育 ○ 少人数教育 ○ 若松学園との連携 デジタル× ○ オンライン教育	知財の果たしてきた役割 ○ 親子二世帯にわたる登山 ○ ふるさと大桑への愛着 ○ 地域の顔見知り ○ 地域の安定性 ○ 学校を核とした地域 ○ 学校運営協議会(応援団) ○ 学校ボランティア	移行のために必要な資源 ○ オンラインICT環境整備 ○ 一乗小交流支援体制 ○ 学年を超えた学び ○ 四国山香り会館活用 ○ 企業、NPOの取り込み ○ 海外戦略 リトアニアオーストラリア	マイナス 大桑 少子化の加速 完全複式学級 人口減少 地域担い手不足 世界 COVID19 戦争や地域紛争 民族問題 人権問題	大桑小教育モデル ○ 大桑城カリキュラム ○ 大桑小版学年を超えた学び ○ 一乗小学校との交流教育 ○ 海外とのオンライン交流教育 ○ 四国山・香り会館活用教育 ○ NPO連携による体験活動 ○ 企業連携による教育活動	知財の果たす役割 ○ 人づくり ○ 福祉 ○ 自然体験活動 ○ 学校を核とした地域創生				
価値 直接体験の重視 提供してきた価値 ○ 大桑で学んだ人づくり ○ 確かな学力 ○ ふるさとを愛する心 ○ 学年を超えた集団の協調性 ○ 一人一人に目が行き届く教育	提供先から得ていたもの ○ 安定した教育環境 ○ 安全で安心な教育環境 洪水ハザードマップ外 土砂災害警戒区域外 ○ 学年を超えたつながり ○ 学校経営に関する外部評価 ○ 学校運営への参画	解決策 令和3年度から～ ○ 福井市一乗小学校との交流 令和3年5月～ ・ 5, 6年生総合的な学習の時間 顔の見える交流 ○ オンライン歴史発表会の開催 令和4年2月～ ・ 一乗小学校との直接交流 令和3年11月 ・ 一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の見学(R3.11) ・ 地域の直接交流 令和5年以降～ ・ 大桑小と一乗小のPTA役員交流 ・ 朝倉氏遺跡資料館の学芸員講話 ・ 一乗小学校の児童の来校 令和4年6月～ ○ 梅原小、桜尾小との直接、オンライン交流 ・ 顔の見える関係づくり 令和3年5月～ ・ 学校紹介、良さ見つけ、仲間づくり、高富中見学 ○ 梅原小、桜尾小との直接交流 ・ 修学旅行、野外合宿など合同で開催 ○ 学年を超えた学びの推進 ・ 学年を超えた集団による学び合いの場の提供 ○ 海外との直接、オンライン交流・教育 ・ ALT活用 市ホストF連携 リトアニアAUS ○ 香り会館・山県市指定管理者との協働活動 ・ 施設利用、ハーブ収穫など令和3年6月～ ○ NPO連携 自然体験活動 ○ 企業連携 プログラミング学習、体験学習 ○ 生き方教室 起業家育成支援 ○ 利平栗のブランド化戦略 ○ 大桑ふるさと資料館整備(西 2021.9～)	2022.3 進捗 【継続】 【継続】 【継続】 ○ ○ 【新規】 【新規】 【新規】 【新規】 【継続】 【継続】 【継続】 【継続】 【継続】 【継続】 【継続】 【継続】 【継続】 ○	価値 提供する価値 ○ 自立した人づくり ○ 確かな学力のある人づくり ○ 世界に視野を向けた人づくり ○ 大桑で活躍する人づくり ○ 大桑を愛する人づくり	提供先から得られるもの ○ 大桑に対する愛情 ○ 将来を生き抜く力 ○ 大桑の良さを伝える力 ○ 地域づくりの担い手				
環境分析 環境 プラス 外部 ・豊かな自然環境 ・交通、生活、災害安全 ・顔見知りの関係 内部 ・ICT活用による働き方改革 ・時間外勤務時間の削減 ・労働災害への感度 ・児童への人権配慮	校内分析 弱み ○ 外部との交流の少なさ ○ 磨き合う仲間の少なさ ○ 逆境力 ○ 忍耐力 ○ 新型コロナウイルス ○ 固定化された人間関係 ○ 複式学級が2学級 令和3年市内新生児100人 児童の弱さ(教職員分析) 話す・伝える説明する力 自ら考えて行動する力 児童の弱さ(児童分析) 書く力 読書感想文、文章作成	解決策 令和3年度から～	これから(2032年) 価値 提供する価値 ○ 自立した人づくり ○ 確かな学力のある人づくり ○ 世界に視野を向けた人づくり ○ 大桑で活躍する人づくり ○ 大桑を愛する人づくり	学校規模適正化検討 令和3年度～4年度 ○ 完全複式学級へ ○ 若松学園が隣接した学校 ○ 小規模ならではの魅力化推進	外部評価 ○ 学校運営協議会、保護者、教職員評価 【継続】 ○ 論文応募(NITS大賞、日本教育会、道徳ほか) 【継続】 ○ 企業コンサルの導入 【新規】				
環境 マイナス 外部 ・若者の市外流出 ・定住人口の減少 ・生産年齢人口の減少 ・地域担い手の不足 内部 ・少ない教職員 ・少ない教育予算 ・少ない教育備品	児童の弱さ(教職員分析) 話す・伝える説明する力 自ら考えて行動する力 児童の弱さ(児童分析) 書く力 読書感想文、文章作成	解決策 令和3年度から～	これから(2032年) 価値 提供する価値 ○ 自立した人づくり ○ 確かな学力のある人づくり ○ 世界に視野を向けた人づくり ○ 大桑で活躍する人づくり ○ 大桑を愛する人づくり	学校規模適正化検討 令和3年度～4年度 ○ 完全複式学級へ ○ 若松学園が隣接した学校 ○ 小規模ならではの魅力化推進	外部評価 ○ 学校運営協議会、保護者、教職員評価 【継続】 ○ 論文応募(NITS大賞、日本教育会、道徳ほか) 【継続】 ○ 企業コンサルの導入 【新規】				



くりへい兄弟

令和4年度大桑小学校の主な年間行事（案）

- 令和4年度、大桑小学校は創立150周年です。城山登山や運動会などの各行事に創立15周年記念を銘打って実施したいと考えています。

1 学 期	4月	7日 入学式、始業式 15日 命を守る訓練（地震） 19日 全国学力調査（6年生） 20日 1年生を迎える会 20日 学校運営協議会 23日 開校記念行事城山登山 28日 授業参観・PTA総会・学級懇談会	
	5月	21日 運動会 31日 交通安全教室	
	6月	16日 森と川の学校（5年生）（～17日） 日 命を守る訓練（不審者対応）	
	7月	1日 授業参観・学級懇談会・合同地区懇談会 13日 個別懇談（～14日） 15日 環境教育推進事業（高山市五色ヶ原の森散策） 20日 終業式	
2 学 期	8月	29日 始業式 30日 宝物展（～31日）	
	9月	2日 命を守る訓練（地震・火災） 22日 授業参観・懇談会	
	10月	7日 就学時検診 20日 修学旅行（6年生）（～21日） 日 給食試食会 30日 大桑地区防災訓練	
	11月	13日 かしの木フェスティバル	
	12月	19日 個別懇談（～20日） 23日 終業式	
3 学 期	1月	10日 始業式 日 書初め大会 日 命を守る訓練 日 高富中学入学説明会（6年生）	
	2月	10日 新1年入学説明会 日 学校運営協議会 24日 6年生を送る会・学級懇談会	
	3月	23日 卒業式 24日 修了式	

※今日現在の予定ですので、変更は随時あります。参考程度にご覧ください。

大桑小学校保護者の皆様
大桑小学校区地域の皆様

大桑小学校 学校応援団本部会議

学校ボランティア募集 地域の皆様のパワーをお貸してください！

日頃から学校の教育活動にご理解とお力添えをいただき、ありがとうございます。

さて、学校では保護者や地域の皆様のご協力をいただき、行事や授業等の充実を図っているところです。しかし、時代や環境の変化により、学校教育には様々な分野での対応が求められるようになってきました。さらには児童数や学校の職員数の減少等により、活動ができなくなったり規模を縮小したりしなければならないといった問題も出てきています。

そこで、学校応援団本部会議では、今まで以上に保護者や地域の皆様のお力をお借りしながら、教育活動の一層の充実を図っていきたいと考えております。

つきましては、下記のような分野で、子ども達への指導、学校職員の補助、活動への参加等をいただける方は、「学校ボランティア人材バンク」に登録していただきますようお願いいたします。

記

1 募集すること（指導できる、お手伝いできる、一緒に活動できる等）

- ① 本の読み聞かせ
- ② 図書館環境整備活動（本の整理や飾り付け等）
- ③ 学校行事補助（準備の手伝い、校外学習の引率補助等）
- ④ 児童の預かり指導補助（学級懇談会などの折に校内待機児童の見守り）
- ⑤ 農園活動の指導や補助（畝作り、種まき、苗植え、畑の手入れ、収穫等）
- ⑥ 花壇作りの指導や補助（花壇作り、種まき、苗植え、花壇の手入れ等）
- ⑦ 環境整備活動（樹木の剪定、雑草とり、校地内清掃等）
- ⑧ 施設修理補修作業（ペンキ塗り、机やイスの補修等）
- ⑨ 授業補助（ミシンがけ、理科実験、書道、そろばん等）
- ⑩ その他

2 登録していただくこと

登録していただいたボランティアの内容と照らし合わせて、必要に応じて大桑小学校からお願いの連絡をいたします。

（大桑小学校以外からの協力依頼にも応えていただける方は、登録用紙でお知らせください。）

3 登録の仕方

裏面にあります登録用紙に該当事項を記入していただき、**6月24日（金）**までに学校応援団本部会議事務局（大桑小学校内）に提出してください。直接提出、児童を通じて、ファックス等、いずれの方法でも結構です。

大桑小学校 学校ボランティア人材バンク登録用紙

ふりがな			
お名前			
生年月日	昭・平 年 月 日 生 (保険加入のため)		
住所			
電話番号			
お手伝いいただける内容 (番号) (複数記載可能)		具体的な 内容や要望	
大桑小学校以外の学校への情報提供について		可 ・ 不可 (いずれかに○を)	

※学校ボランティア登録及び保険加入以外に、上記の情報を使用することはありません。

第一次受付期限 6月24日 (金)

(期限が過ぎても受付します)

切 り 取 り 線

4 お願い事項

- ・ボランティアとしてご協力していただきますので、謝金、交通費等はありませんのでご了承ください。
- ・ボランティア保険に加入（費用は市が負担）していただくため、お手数ですが生年月日の記入をお願いします。
- ・登録していただいた内容と学校の活動とが合致しない場合、ご協力をお願いできないこともありますのでご理解願います。
- ・登録していただいた内容については、次年度以降も引き続き人材バンクに登録させていただきます。内容の変更や辞退を希望される場合は、お手数ですが、事務局までお知らせください。
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止のため、昨年度も登録いただいたにもかかわらず、お願いのお声がけがなかなかできていません。しばらくはこうした状況が続くと思われませんが、何卒ご了承ください。

問い合わせ・登録書提出先

大桑小学校 学校応援団本部 事務局
大桑小学校 花村 (校長) 鷺見 (教頭)
電話 27-2151 FAX 27-3713

山県市立大桑小学校 学校運営協議会（学校応援団）会則

（趣旨）

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定及び山県市立学校における学校運営協議会等設置に関する規則（山県市教育委員会規則）に基づき、山県市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校運営協議会を設置する学校として指定した山県市立大桑小学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、学校運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の山県市立大桑小学校の運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等が相互に信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童の健全育成に取り組むことを目的とする。

（委員の構成等）

第3条 協議会は、規則に基づき、山県市教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者から構成する。

- (1) 地域住民…大桑自治会連合会長 学校コラボコーディネーター
大桑公民館長 大桑青少年育成会長 民生委員・児童委員代表
- (2) 関係機関…児童養護施設若松学園代表
- (3) 保護者……PTA会長 PTA学級委員長 PTA地域・生活委員長
- (4) 学識経験者…学校教育及び地域教育に関する学識経験者若干名
- (5) 設置校の校長
- (6) 設置校の教職員…教頭、教職員代表若干名
- (7) 接続する中学校の管理職等
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の定数は、15名以下とし、校長と協議して教育委員会が定める。

4 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（守秘義務等）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他、協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日が属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

4 委員の辞任等により欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

(委員の解任)

第6条 教育委員会は、本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第4条第2項に規定する義務に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会長は、設置校の校長と協議の上、会を招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 協議会の会議は、公開するものとする。但し、山県市の情報公開条例に定める公開しないことができる公文書に該当する情報に該当すると協議会が認める事項を取り扱うときは、公開しないものとする。

6 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

7 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

8 会長は、必要があると認めるときは、学校職員その他の者を協議会の会議に出席させることができる。

9 会長は会議録を作成し、保管しなければならない。

(協議会の所掌事項)

第8条 校長は、毎年度、次に掲げる事項について学校運営の基本的経営方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 設置校の予算の執行に関すること。

(3) 設置校の施設の管理及び設備等の整備に関すること。

2 校長は、協議会によって承認された学校経営方針に従って学校運営を行わなければならない。

3 協議会は、学校の運営に関する次に掲げる活動を行う。

(1) 学校の運営についての地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動

(2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映

- (3) 学校の自己評価の結果及び今後の改善方策等についての学校関係者評価の実施
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な活動

(運営等に関する意見の申出)

第9条 協議会は、法第47条の5第4項の規定により、設置校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

(組織、活動等の説明及び公表)

第10条 協議会は、その組織、活動等について、保護者及び地域住民に対して説明及び公表を行うことに努めなければならない。

(指導及び助言)

第11条 協議会は、必要に応じて教育委員会に指導及び助言を求めることができる。

2 協議会は、適切な合意形成を行えるよう、教育委員会及び校長に必要な情報提供を求めることができる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、山口市立大桑小学校において行う。

(協議会の運営)

第13条 協議会は、必要と認めるときは、部会等の必要な組織を置くことができる。

2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(部会)

第14条 協議会に、安全安心部会、子育て・学び支援部会、イベント部会、を置く。

2 各部会は、協議会委員をもって組織する。

3 各部会には、部会長1人を置く。

4 部会長は、委員の互選により選出する。

5 部会長は、担当部会を総理する。

6 安全安心部会は、登下校及び休日、緊急災害時における児童の安全・安心に関する活動等を促進するとともに、学校の教育環境整備に関し、地域住民等の積極的な参画の促進と情報発信等の活動を行い、協議会に報告する。

7 子育て・学び支援部会は、PTA並びに児童養護施設若松学園と連携し、親子の絆を深める活動や家庭教育の課題に即した活動を行うとともに、学校の教育活動の充実に関し、地域住民等の積極的な参画の促進と情報発信等の活動を行い、協議会に報告する。

8 イベント部会は、学校行事への支援を行うとともに、学校・地域一体型行事や地域行事等への児童の参加・参画の促進と情報発信等の活動を行い、協議会に報告する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、法第47条の5第7項の規定により指定を取り消さなければならない。

2 校長は、第11条第2項の規定により情報提供に努めたにもかかわらず、第8条第1項に規定する学校運営の基本的な方針について協議会の承認を得られないとき又は学校の運営に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して指定の取消しを求めることができる。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

【参照】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(第三節 学校運営協議会)

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうち、その指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 学校運営協議会は当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 教育委員会は学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8 指定学校の指定及び指定の取り消しの手続き、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

山口市情報公開条例

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員の個人の権利利益が著しく侵害されるおそれがある場合には、当該部分を除く。)
- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 市の実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報